

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA村商工会（現在は、A町商工会）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から41年4月1日まで

A村商工会で経営指導補助員として採用になったのは、辞令簿の写し及び在籍証明書のとおり昭和40年10月1日である。

また、雇用保険の被保険者資格も同日で取得しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA町商工会提出の辞令簿から、申立人が、経営指導補助員として、A村商工会に昭和40年10月1日から継続して勤務していたことを確認できる。

また、A村商工会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票によれば、申立人の前後に厚生年金保険の資格を取得している同僚等5人のうち、辞令簿により採用当初から正職員であったと考えられる4人について、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日は一致している上、当該4人のうち、申立人と同職種の者二人（前任者を含む）については、辞令簿の採用年月日と厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日は同日となっていることから、当該事業所においては、少なくとも雇用保険の資格取得日と同日に厚生年金保険に加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A町商工会提出の辞令簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、平成15年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年4月は13万4,000円、同年6月は11万8,000円、同年7月及び同年8月は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 13 年 12 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで
③ 平成 15 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
④ 平成 15 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

Aグループ有限会社B（現在は、有限会社B）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が相違している。当時の給与明細書（平成13年8月分から14年11月分まで）及び賃金台帳があるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された賃金台帳の厚生年金保険料額及び給与総額から、申立期間のうち、平成15年4月は13万4,000円、同年6月は11万8,000円、同年7月及び同年8月は13万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与支給額（報酬月額）とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、申立期間のすべての期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年8月から同年10月までの期間及び同年12月から15年1月までの期間、並びに同年3月により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

旭川国民年金 事案507

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫がA郵便局で納付していた。

申立期間の年金記録は国民年金の未加入期間となっているが、国民年金被保険者資格の喪失手続をした記憶も無く、国民年金保険料の未納期間ができないように保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫がA郵便局で納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録から、申立人が昭和59年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に国民年金被保険者資格を第3号被保険者として再取得するまでは、国民年金への加入手続を行った形跡は確認できない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対して国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案508

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、夫の転勤で数回転居しており、国民年金への加入手続は夫が行い、国民年金保険料の納付は自分が行ってきた。

申立期間の国民年金保険料は、A町（現在は、B町）役場から送られてきた納付書により、同町役場かC信用金庫A支店で、月額6,000円ぐらいを定期的に納付しており、申立期間に国民年金被保険者資格の喪失手続をした記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人の国民年金被保険者資格の喪失年月日は共に昭和60年4月1日であることが確認でき、申立人が国民年金被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に国民年金被保険者資格を第3号被保険者として再取得するまでは、国民年金への加入手続を行った形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A町役場の納付書で定期的に納付していたと主張しているが、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案509

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から52年3月まで
A町役場に勤務していた亡き父親が、私の学生期間である昭和46年ころに同町役場で国民年金への任意加入手続を行い、割引率の高い年一括払い等で国民年金保険料を納付してくれていた。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和46年ころにA町役場で国民年金への任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、A町には、国民年金に加入し、保険料を納付した場合に作成される申立人の国民年金被保険者名簿が無い上、オンライン記録から、申立期間については、国民年金の未加入期間となっていることが確認できることから、申立期間について納付書が作成されず、父親が申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、自身の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、既に亡くなっていることから、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案510

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、昭和56年5月ころに国民年金の加入手続を行い、58年2月の婚姻後も継続して国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、年金事務所に相談した時に、担当者から、「申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金被保険者資格が喪失されている。」と言われた。

私は、国民年金被保険者資格の喪失届を提出したことは無く、国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年5月に国民年金に加入してから、婚姻後も継続して国民年金に加入しており、国民年金被保険者資格の喪失手続をしたことは無いと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人が58年7月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に国民年金被保険者資格を第3号被保険者として再取得するまでは、国民年金への加入手続を行った形跡は確認できない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対して国民年金保険料の納付書は発行されなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付金額及び納付方法について記憶が定かではなく、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から同年10月1日まで

国家試験受験のためA地の専門学校に通っていた時、学校の紹介で株式会社B商店に昭和45年3月1日から同年9月末まで勤務した。

株式会社B商店では、私は、C工場内でD業務をしていたが、当時の詳しいことは覚えていない。また、社長と工場長のほかには、同僚を記憶していない。

国家試験が終わり、結果が思わしくなかったのでE市に戻るようになったが、昭和45年9月末まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社B商店に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人の株式会社B商店における厚生年金保険の加入期間中に、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚15人（このうち14人は、申立期間においても厚生年金保険の加入記録が確認できる。）に照会したところ、申立人が覚えていた工場長を含む10人から回答があったが、9人は申立人を記憶しておらず、申立人と同時期に入社した残りの一人についても、「申立人を覚えており、申立期間も勤務していたと思う。」と回答しているものの、勤務期間を特定する証言等は得られなかった。

また、株式会社B商店において、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる期間及び申立期間中に厚生年金保険の資格を取得している9人（申立人を除く）のうち、雇用保険の加入記録が確認できた同僚8人について、厚生年金保険の資格取得日とおおむね一致する時期に雇用保険の資格を取得し

ていることが確認できることから、申立期間当時、同社においては従業員について、厚生年金保険及び雇用保険の両方に加入させる扱いとされていたものと考えられるが、申立人には雇用保険の加入記録が確認できないことから、申立人は、他の従業員とは異なる取扱いであったものと考えられる。

さらに、株式会社B商店は、平成8年12月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 63 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
③ 平成元年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 61 年から平成元年までの間、毎年 5 月から 10 月まで A 株式会社の B 部門で 8 時から 17 時まで勤務していた。

A 株式会社は、年金事務所に対し、申立期間に係る年金記録の訂正の届出を提出したが、時効により保険料は納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。

給与からは厚生年金保険料、雇用保険料及び食事代が控除されていたことを覚えているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 62 年 5 月 1 日取得から同年 10 月 31 日離職まで、63 年 5 月 1 日取得から同年 10 月 31 日離職まで、及び平成元年 5 月 1 日取得から同年 10 月 31 日離職まで）から、申立人が当該加入期間において、A 株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚は「申立期間当時、申立人とは一緒に働いていたが、私は国民年金を掛けていたので厚生年金保険には加入していなかった。当時は、働いた分が全部給料としてもらえると思っていて、あまり年金のことは考えていなかった。このため、厚生年金保険に加入している人と、加入しない人がいた。私が辞める直前の 2、3 年（平成 6 年から 7 年ころ）は、会社から厚生年金保険に入らなければ雇わないと言われたので加入した。」と証言しているところ、当該同僚の国民年金及び厚生年金保

険の加入記録は証言どおりの記録となっていることから、当時、A株式会社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、申立人は、当時は自身の夫が共済組合に加入していたため、同組合の健康保険証を使っていたと記憶しているところ、オンライン記録により、申立人は申立期間において国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A株式会社は、「当時の資料は、何も残っていない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、事実を裏付ける資料等は得られていない。

一方、オンライン記録によれば、申立人のA株式会社における申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成22年1月29日に年金事務所が受け付けた同社からの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届に基づき、同年3月18日に記録訂正が行われているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、既に、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間として処理されていることが確認できる。

しかしながら、年金事務所は「記録訂正処理の根拠となる資料は、A株式会社の提出した厚生年金保険被保険者加入期間証明書以外には無い。」と回答しているところ、A株式会社は「当時の勤務表、賃金台帳等の資料は何も残っておらず、だいたいの金額で記入した。」と証言している上、当該記録訂正処理のために年金事務所に提出した前述の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届について、同社は「年金事務所の指示により提出した。当時のことを確認できる資料は何も無いが、それでもいいかと尋ねたところ、構わないとのことであった。」と証言しており、事業主が作成した厚生年金保険被保険者加入期間証明に信憑性^{びよう}があるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 471

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）では、入社当時からC鉱山の坑内で機械整備等の仕事をしていた。坑内作業の時間は一定ではなかったが、基本的には坑内で作業をしていたので坑内員としての被保険者種別で記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 49 年 5 月 1 日に資格取得してから 62 年 4 月 1 日に資格喪失するまで、厚生年金保険第1種被保険者である記録が確認できる。

また、申立期間当時、A株式会社の給与計算及び社会保険事務手を委託されていた社会保険労務士が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（控え）によると、昭和 62 年 4 月 1 日に申立人は厚生年金保険第1種被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該社会保険労務士は「A株式会社の従業員を第3種被保険者として加入手続をしたことも、給与計算をする際に第3種被保険者として厚生年金保険料を給与から控除したことも無かったと記憶している。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険第3種被保険者として記録されている者は一人も確認できない。

さらに、「第3種被保険者の範囲等について」（昭和 30 年 5 月 26 日 保文発第 4545 号）では、「第3種被保険者であるためには、本来の業務が坑内作業であればよいのであって、その業務に関連して例外的に、坑外で作業する程度のものは第3種被保険者と認められる。一方、電工、測量夫等で1

日のうち常態として一定時間のみ坑内で作業するものは第3種被保険者と認められない。」とされているところ、申立人と同職種であった同僚から「A株式会社で多かった仕事は、坑外の選鉱場での作業であり、坑内に入ることもあったがそれほど多かった覚えは無い。」との証言を得ており、申立人が厚生年金保険第3種被保険者とされる要件で勤務していたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において厚生年金保険第3種被保険者としての保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書又は源泉徴収票等の資料は所持しておらず、B株式会社も「A株式会社当時の資料は残っていない。」と回答している上、当時の代表取締役は病気療養中であるため、申立期間当時の事情について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が第3種被保険者として控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。